金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　マイルストーンターンアラウンドマネジメント株式会社
２．住所　東京都千代田区丸の内三丁目４番１号新国際ビル８階（旧住所：東京都港区虎ノ門一丁目19番５号虎ノ門一丁目森ビル４階）
３．代表者の氏名　代表取締役　早瀬　恵三
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1063号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年11月16日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年５月16日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　マネット株式会社
２.住所　神奈川県鎌倉市御成町７―９(旧住所：東京都品川区東五反田１―８―11)
３．代表者の氏名　代表取締役　熊谷　貴美
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1079号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年11月16日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年５月16日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ＬＩＮＥＭＡＰ投資顧問株式会社
２．住所　東京都港区六本木四丁目８番７号六本木三河台ビル９Ｆ
３．代表者の氏名　代表取締役　西原　　徹
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1136号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年11月16日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年５月16日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ウィリアム・ブレア・グローバル・サービシーズ株式会社
２．住所　東京都港区虎ノ門四丁目３番20号神谷町ＭＴビル13階
３．代表者の氏名　代表取締役　堀野　正人
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1654号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年11月16日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年５月16日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　パラカ株式会社
２．住所　東京都港区麻布台一丁目11番９号
３．代表者の氏名　代表取締役　内藤　　亨
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1979号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年11月16日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年５月16日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社ブレインインベストメント
２．住所　東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目11番３号中銀日本橋マンション702
３．代表者の氏名　代表取締役　野田　正也
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2288号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年11月16日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年５月16日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社インテグラル・アドバイザーズ
２．住所　東京都江東区青梅２―７―４―730
３．代表者の氏名　代表取締役　木寺　秀行
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2398号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年11月16日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年５月16日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社ＧＣＩ総研（旧商号：株式会社ＧＣＩテクノロジー）
２．住所　東京都千代田区西神田三丁目８番１号千代田ファーストビル東館12Ｆ
３．代表者の氏名　代表取締役社長　藤江　典雄
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2416号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年11月16日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年５月16日

関東財務局長　森川　卓也